

議会議案「前橋市スポーツ推進条例」が制定されました

全ての市民がそれぞれの興味、関心、適性等に応じてスポーツに親しむ社会的気運を醸成するとともに、スポーツを通じて市民が誇りと愛着を持つことのできる活力と魅力あふれる地域社会の実現を目指す条例の制定に向けて、本市議会において前橋市スポーツ推進条例の制定検討委員会を設置し、検討を進め、「前橋市スポーツ推進条例」として条例案を作成しました。

本条例は議員提案として上程され、全員賛成で可決されました。

1 条例の構成

前文

第1条	(目的)	第8条	(推進計画)
第2条	(定義)	第9条	(生涯スポーツの推進)
第3条	(基本理念)	第10条	(障害のある人のスポーツ活動の推進)
第4条	(市の責務)	第11条	(「する、観る、支える」スポーツの推進)
第5条	(市民の役割)	第12条	(施設の整備)
第6条	(スポーツ団体等の役割)	第13条	(財政上の措置)
第7条	(事業者の役割)	第14条	(委任)

- 2 目的・意義** スポーツの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、スポーツ団体等及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とします。

- 3 議決した日・場所** 令和元年9月26日(木)
前橋市議会庁舎5階 前橋市議会 議場

— 本件に関するお問い合わせ先 —

議会事務局議事課 調査係

電話 / 027-898-5923